

ID: 1649

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第58条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【根拠条文】 （低炭素建築物新築等計画の認定の取消し） 第58条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第54条第1項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日